

令和3年度「Beyond 5G時代に向けた戦略的な知財・標準化、事業化等促進支援プロジェクト」
公募に係る質問への回答一覧

| NO | 分類 | 質問内容 | 回答内容 | 掲載日 |
|----|-------------|---|--|-------|
| 1 | 対象として想定する技術 | 支援タイプAの③マーケティング支援について、技術が材料系のものであっても対象になるか？ | Beyond 5G技術に関連する技術であれば対象となります。 申込書、提案書の作成時に、貴社の技術とBeyond5G技術との関係が明らかになるよう記載してください。 | 9月27日 |
| 2 | 対象として想定する技術 | 既に商用化されている技術も、支援タイプAの③マーケティング支援や支援タイプBの実証・試作支援の対象になるか？ | Beyond 5G技術に関連する技術であれば対象となります。 | 9月27日 |
| 3 | 支援内容 | 事業者とのマッチングについて複数社並行して進むのか？それとも1社ずつ順にマッチングを行うのか？ | 事業者のニーズや想定されるマッチング先企業に応じてケースバイケースとなります。 | 9月27日 |
| 4 | 支援内容 | 支援タイプAの③マーケティング支援のマッチング対象は国内企業のみか？または、海外企業も対象含まれるか？ | 事業者のニーズにもよりますが、基本的には国内企業を想定しています。 | 9月27日 |
| 5 | 公募要件 | 1つの企業が2つの案で申込みをすることは可能か。 | 可能です。 | 9月27日 |
| 6 | 公募要件 | 1つの企業が1つの案で複数タイプに申込みをすることは可能か。 | 可能です。 | 9月27日 |
| 7 | 納入成果物 | 公募要領に成果報告書、成果物について「著作権及びノウハウ(営業秘密)は原則として総務省に帰属する。」とあるが、実証・試作等を行った事業者のBeyond 5G技術に係る知的財産権や、実証・試作等により得たノウハウも総務省に帰属するのか。 | 総務省に帰属するのは、成果報告書、成果物そのものに係る著作権等のみになります。成果報告書に各事業者のBeyond 5G技術や実証・試作等の内容について記載がされていたとしても、当該Beyond 5G技術や実証・試作等により得られたノウハウに係る知的財産権は総務省に帰属せず、各事業者に帰属しますので、各事業者の事業化にご活用いただければと思います。 | 9月27日 |
| 8 | 納入成果物 | 支援タイプBで実証を行うために必要なソフトウェアを開発した場合、そのソフトウェアの納品は不要か？ | ソフトウェアの納品は不要です。 支援タイプBの納入成果物は、成果報告書及びその概要版となります。 | 9月27日 |
| 9 | 契約 | 支援タイプBで試作する際に、設計は社内で行うが、基板の製造を外注している(外注額150万円程度)。図面に従い製造する作業であっても、再委託等申請書を出す必要があるか？ | 役務の提供を伴う場合は、再委託等申請が必要となります。 | 9月27日 |
| 10 | 契約 | 申込時に再委託等申請書で提出した事業者と、実際に実施する場合の再委託先事業者が異なる場合は、どうすればいいか？ | 採択後、再委託申請書を再度ご提出ください。 | 9月27日 |
| 11 | 契約 | 本事業を活用して特許を出願する場合等、特許の権利は事業者だけでなく総務省にも帰属するのか？ | 総務省や事務局が特許出願等の当事者となったり、出願手続きに関与することはありません。 | 9月27日 |
| 12 | 支出計画 | 支出計画書における間接経費の比率の設定方法に指定はあるか？ | 指定はありません。 | 9月27日 |
| 13 | 審査基準 | 応募者多数の場合は、中小企業が優先、とのことだが、多数とは具体的に何倍の場合か？また、優先とは、具体的にどの程度の傾斜評価になるか？ | 審査についての具体的な点数配分や採点については非公表とさせていただきます。 | 9月27日 |